

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第4号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	市長からの意見聴取（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を令和4年第1回市議会（定例会）に上程するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。 なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年2月1日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直しに関する閣議決定や、国家公務員のサービスに係る宣誓の見直しを踏まえ、職員のサービスに係る宣誓について、宣誓書への署名及び押印を不要とするものとし、職員のサービスの宣誓に関する条例について所要の改正を行うもの 2 施行期日 令和4年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）

報告第4号

市長からの意見聴取（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例）
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和4年2月1日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和4年2月7日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に署名し、これ」を削り、「その」を「、その」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「擁護する」を「、擁護する」に、「署名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「誠実、かつ、公正に」を「誠実かつ公正に」に、「署名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ<u>擁護する</u>ことを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(署名) 印</p>	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、<u>擁護する</u>ことを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(氏名)</p>

現行	改正後（案）
<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに委員又は職員となった者は、様式第1号、様式第2号又は様式第3号による宣誓書に署名し、これを市長若しくは任命権者又はそれらの者の指定した者に提出してからでなければ<u>その職務を行って</u>はならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに委員又は職員となった者は、様式第1号、様式第2号又は様式第3号による宣誓書を市長若しくは任命権者又はそれらの者の指定した者に提出してからでなければ、<u>その職務を行って</u>はならない。</p> <p>2 （略）</p>

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する 政令案について（概要）

令和 3 年 1 月 28 日
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とこととされ、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行」うこととされた。

これを踏まえ、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 97 条の規定に基づくサービスの宣誓の実施方法を変更するため、職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和 41 年政令第 14 号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

- ・ 職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

【参照条文】

- 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）
（服務の宣誓）

第 97 条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

- 職員の服務の宣誓に関する政令（昭和 41 年政令第 14 号）（抄）
（服務の宣誓）

第 1 条 新たに職員（非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となつた者は、任命権者又はその指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による宣誓書の署名及び提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の署名及び提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後すみやかにすれば足りる。
- 3 警察職員の服務の宣誓については、前二項の規定にかかわらず、国家公安委員会は、内閣総理大臣の承認を得て、別段の定めをすることができる。

【参考】

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抄）

第 3 章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。

- 「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抄）

II 分野別実施事項

6. デジタルガバメント分野

（3）新たな取組

6. 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

昭和四十一年政令第十四号

職員の服務の宣誓に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十七条及び附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（服務の宣誓）

第一条 新たに職員（非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

3 警察職員の服務の宣誓については、前二項の規定にかかわらず、国家公安委員会は、内閣総理大臣の承認を得て、別段の定めをすることができる。

（権限の委任）

第二条 この政令に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この政令は、昭和四十一年二月十九日から施行する。

附 則（平成一二年二月一四日政令第三〇号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日政令第六八号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

別記様式

宣誓書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年月日

氏名